

# ウォルフスバーグ コルレス銀行業務 デュー・ディリジェンス質問票(CBDDQ)

## 回答作成ガイダンス 2018年2月22日



Banco Santander  
Bank of America  
Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ  
Barclays  
Citigroup  
Credit Suisse  
Deutsche Bank  
Goldman Sachs  
HSBC  
J.P. Morgan Chase  
Société Générale  
Standard Chartered  
UBS

**the  
Wolfsberg  
Group**

各国当局による規制上の期待水準の高まりや、金融安定理事会(以下「FSB」)のコレレス銀行業務調整グループ(以下「CBCG」)、決済・市場インフラ委員会(以下「CPMI」)および金融活動作業部会(以下「FATF」)からの行動への呼びかけに応じ、ウォルフスバーグ・グループ(以下「当グループ」)は2014年コレレス銀行業務質問票を改訂し、コレレス銀行業務デュー・ディリジェンス質問票(以下「CBDDQ」)を作成した。

本ガイダンスは、CBDDQに対する回答作成の一助とすべく作成された。質問の趣旨の正確な理解を促すことにより、回答内容の一貫性を高めることを目的としている。当グループが最終的に期待するところは、各コレレス銀行がみずから収集したデータの品質の正確性と一貫性を担保できるようになることである。

以下のガイダンスノートでは、質問票に回答する金融機関を「事業体」という。

CBDDQの回答は以下の様式、要領にて作成する:

- ドロップダウン回答:「はい」、「いいえ」など、具体的な回答を入力する。回答の選択は必須であるが、「いいえ」を選択した場合、付随の質問に対する回答は不要となることがある。
- フリー・テキスト・ボックス(以下「備考欄」): 各事業体(回答者)は本ガイダンスに記載されている要素も勘案のうえ、必須項目に対してフリーテキスト形式により回答を要する。
- 事業体は、特定のセクションへの回答に説明を追加したい場合、各セクションの末尾にある備考欄を利用して、質問番号を明記(強調)のうえ記載することができる。質問49aと52aを除いて、すべての備考欄には320文字の制限があることに注意。

CBDDQに回答する際には、すべての回答が事業法人レベルで提供されていることを要確認。これは、別途定めがない限り、回答する金融機関として活動するすべての支店の状況を考慮したうえ、最終親会社・本店レベルで回答する必要があることを意味する。回答が異なる支店が存在する場合、各サブセクションの末尾または備考欄に明記し、差異の詳細を説明する必要がある。支店の事業活動(提供される商品、顧客基盤など)または金融犯罪対策プログラムが本店と著しく異なる場合、事業体は当該支店のため別途CBDDQ回答を作成することが可能。

CBDDQ回答は、事業体単位で作成されなければならない。つまり、金融機関は最終親会社・本店レベルでCBDDQに回答する必要があり、回答の対象となる子会社については別途回答を要する。

すべての質問にそれに対応するガイダンスがあるわけではないことに注意。詳細は用語集を参照のこと。

### 宣言文

事業体は、CBDDQに回答する際には宣言文に必要事項を記入し、署名を要する。

本セクションでは、コルレス銀行業務のグローバル・ヘッド(または同等の役職者)、およびマネー・ローンダリング報告責任者(または同等の役職者)による署名を要する。

営業ラインを宣言文に関与させることにより、コルレス銀行業務のリスクに係る営業ライン経営層の説明責任を明確化する。

## 事業体および所有権

質問1	(略さない正式の)法律上の名称	または正式法人名。
質問2	CBDDQ回答の対象となる支店の一覧を添付	詳しいガイドンスについては、3ページ「CBDDQ回答作成要領」を参照。同一の金融犯罪コンプライアンス・プログラムに従わない支店、もしくは異なる種類の事業活動または顧客を有する支店が存在しない限り、当該事業体法人の支店(国内外)を含める。回答する金融機関として活動するすべての支店を(略さない正式の)名称、所在国を含めて列挙する。
質問3	(略さない正式の)(登録上の)住所	事業体法人の登録住所、または設立住所。
質問4	(略さない正式の)主たる営業所の住所(上記と異なる場合)	主として物理的に所在する住所(主たる営業所の所在地または居住地に準ずるもの)。
質問5	事業体の設立・創立年月日	設立年月日を記載。 完全な日付が得られない場合は、その年を記入し、完全な日付が得られない理由を説明。
質問6	所有形態を選択し、可能であれば株主(所有権)構成図を添付	株主(所有権)構成図とは、所有権の割合、すべての親会社および実質的支配者(UBO)の(略さない正式の)名称を含む所有権構造を視覚的に示す図を意味する。
質問6 a	公開会社(株式の25%が取引所に上場)	事業体は、その普通株式の25%以上が証券取引所に上場されている場合、公開会社と認識される。
質問6 a.1	Yの場合、上場されている取引所名とティッカーシンボルを表示	普通株式がプライマリー上場(主要な証券取引所として上場し、当該会社のすべての株式をその取引所で流通対象とし、その取引所のすべての上場規則等の規制を受けること)されているすべての証券取引所の(略さない正式の)名称と、証券を識別するために各証券取引所が使用する固有のIDを記載。
質問6 b	会員制組織/共済組合	共済組合とは、その構成員が所有し、構成員の利益のために運営される組織である。例えば、住宅金融組合、友愛組合、信用組合、登録組合(協同組合、勤労者共済組合、地域共済組合などで、登録法人であり、有限責任を有する)などである。
質問6 c	25%以上を政府または国が所有する会社	政府、国有団体または国の機関が、事業体への投資持分に応じて事業体を国に関連する活動に従事させることを目的として事業体を(直接的または間接的に)25%以上所有している場合、本項目に該当する。

## 事業体および所有権

質問6 d	非公開会社	6a, b, cが当てはまらない場合は、非公開会社を選択。
質問6 d.1	Yの場合、10%以上の持分を有する株主または実質的支配者(UBO)の詳細を記入	直接及び最終的な株主(法人及び自然人)の(略さない正式の)名称及び保有割合を記載。
質問7	事業体の総株式に占める無記名株式の割合	株券は無記名式で発行されているか。所有権は、保有者へ交付された証券を物理的に保有することで示される。
質問8	事業体またはそのいずれかの支店は、オフショア・バンキング・ライセンス(OBL)に基づき業務を運営しているか	「オフショア・バンキング・ライセンス」とは、銀行業を行うためのライセンスであって、ライセンスの条件の一つとして、ライセンスを発行した国の国民との間で、又はその国の現地通貨で、ライセンスを受けた事業体が銀行業を行うことを禁止するものをいう。
質問8-a	Yの場合、OBLに基づき業務を営む該当支店の名前を記入	OBL(オフショア・バンキング・ライセンス)に基づき業務を営む全ての支店または事業体およびそれらの所在国/法域を記載。
質問9	主たる金融規制当局・監督当局の名称	マネー・ローンダリング対策、テロ資金供与対策、その他の金融犯罪コンプライアンスを監視する第一義的な責任を負う規制当局を記載。
質問10	可能であれば、取引主体識別コード(LEI)を記入	取引主体識別コード(またはLEI)は、金融商品の取引を行う当事者を識別する英数字20桁のコードである。これは、国際標準化機構(ISO)17442によって定義されている。
質問11	最終親会社の(略さない正式の)法的名称を記入(CBDDQに回答する事業体と異なる場合)	回答する金融機関の10%以上の所有権を最終的に保有する事業体の名前を記入。
質問12	最終親会社の許認可当局および規制当局の法域	該当する場合、最終親会社の主要な金融規制当局・監督当局が設置されている国。

事業体および所有権

質問13	事業体に当てはまる業務分野を選択	このセクションでは、事業体が提供する業務分野について言及する。
質問13 b	プライベートバンキング/ウェルス・マネジメント	詳細は用語集を参照のこと。事業体がこれらのサービスを両方とも提供しているわけではない場合、「その他」にどちらのサービスが当てはまるか明記する。
質問13 j	その他	上記13でカバーされていないその他のサービスを明記するか、必要な説明を記載。
質問14	事業体は、顧客数または収入のいずれかにおいて、相当程度の(10%以上の)オフショア顧客基盤を有しているか(オフショアとは、銀行サービスが提供されている場所に住所を有しないことを意味する)	「オフショア顧客基盤」とは、銀行サービスが提供される場所とは異なる法域に主に居住する/設立された顧客を意味する。
質問14 a	Yの場合、国名と%の詳細を記入	オフショア顧客基盤が顧客数または収入において全体の10%以上を占めている国を列挙。
質問15	最も近い値を選択	
質問15 a	従業員数	事業体および該当する支店の常勤従業員数(FTE)を含める。事業体は、限りなく正確な数値の入力に努めなければならないが、比較的大規模な事業体においてわずかな相違が生じうることは理解されている。
質問15 b	総資産	該当する支店を含め、事業体の最新の監査済貸借対照表に基づき総資産を記載。事業体は、限りなく正確な数値の入力に努めなければならないが、当グループでは、比較的大規模な事業体においてわずかな相違が生じうることは理解されている。

## 商品とサービス

質問17	事業体が以下の商品及びサービスを提供しているか	以下に記載する各商品およびサービスについては、事業体による顧客への直接的な商品およびサービスの提供の有無に基づいて回答し、紹介・仲介役を務めている場合とは区別する。
質問17 a	コルレス銀行業務	事業体が「いいえ」と答えた場合であっても、他の金融機関にコルレス銀行サービスを提供する側ではなく、サービスの提供を受ける側であることもありうるから、CBDDQの対象である。質問 17b 以降に進む。
質問17 a.2	事業体は、国内の銀行に対してコルレス銀行サービスを提供しているか	事業体と同一の法域で営業する金融機関に対するコルレス銀行サービスの提供
質問17 a.3	事業体は、国内の銀行に対しダウンストリームの関係を提供することを許容しているか	事業体の顧客であるコルレス銀行が他の金融機関にコルレス銀行業務を提供し、かつ、そのコルレス銀行業務が事業体を通して実行される場合を指す。 ダウンストリーム・コルレス関係(ネステッド取引と呼ばれることが多い)は、コルレス関係を結んでいるA銀行からコルレス銀行サービスの提供を受けたB銀行が、さらに第三者であるC銀行に対してA銀行に開設したコルレス口座と同一の通貨でコルレス銀行サービスを提供する場合に発生する。
質問17 a.5	事業体は外国の銀行に対しコルレス銀行サービスを提供しているか	事業体の法域外の金融機関に対するコルレス銀行サービスの提供。
質問17 e	ストアド・バリュー・インスツルメンツ	詳細については用語集を参照のこと。事業体が「はい」と回答した場合、「質問18 b」の備考欄を利用して、事業体が提供するプリペイドカード、e-wallet、政府給付金カードなどの「ストアド・バリュー・インスツルメント」の例を示す。
質問17 p	事業体が特定したその他の高リスク商品・サービス	高リスクの定義は、事業体の現地規制および/またはWolfsberg Group、FATFなどの機関が発行する業界基準に鑑み判断する。 「なし」または「該当せず」と回答した場合、例えば「事業体はこれら以外の高リスク商品を提供しない」等、回答の趣旨を説明する。

AML・CTF・制裁プログラム

質問19	事業体は、以下の構成要素に関して、AML、CTFおよび制裁上のミニマム・スタンダード(最低基準)を設定するプログラムを有しているか	
質問19 a	十分な経験・専門性を有するコンプライアンス・オフィサーが選任されているか	「十分な経験/専門知識」は、事業体の本拠地である法域における現地規制上の期待水準および業界基準に鑑み判断する。過去の業務経験・役割および金融業界のコンプライアンス分野における在籍期間を考慮する。事業体がAML及び制裁の責任者として同一の者を任命している場合とそれぞれに異なる責任者を任命している場合が想定される。
質問19 b	現金取引報告	報告しない規制上の理由(すなわち、現金取引をいかなる基準値でも報告する規制上の要件もない)または業務上の理由(事業体が現金を取り扱わない等)がある場合にのみ、ドロップダウンオプション「該当せず」を選択する。質問「24 b」の下の備考欄を使用して、背景等追加情報を提供する。
質問19 h	ポリシー(方針)・手続	「ポリシー(方針)」は、防衛の3線モデル(詳細については用語集を参照)に沿って、効果的なリスク管理を確実にするために遵守すべき原則を定める。「手続」は、遵守しなければならない詳細な要件を示すことにより、ポリシー(方針)の実現に寄与する。
質問19 l	リスクアセスメント	事業体(顧客、地域、商品、取引チャネル)に内在する、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、制裁、贈収賄および汚職にかかるリスクアセスメント、ならびにそれらのリスクを管理するために実施される軽減策と残存リスクの評価。
質問19 n	研修と教育	事業体のポリシー(方針)と手続を考慮し、従業員の教育と育成を目的とし、出席記録が維持される形で、事業体内でまたは第三者によって実施される活動を指す。
質問20	事業体のAML、CTF、制裁コンプライアンス部署の常勤職員数	この質問は、下請業者および派遣スタッフを除外し、AMLおよび制裁コンプライアンスの常勤従業員、またはこれに相当する防衛の第2線の従業員のみを対象としている。
質問21	事業体のAML、CTFおよび制裁に関するポリシー(方針)は、少なくとも年1回、取締役会または同等の上級経営会議によって承認されているか	ポリシー(方針)は、事業体または事業体の親会社レベルで保有していることが想定される(CBDDQの回答者である事業体に適用されるポリシー(方針)について回答する)。事業体の回答が「いいえ」の場合、備考欄に追加説明を記入。



AML・CTF・制裁プログラム

質問22	取締役会又は同等の上級経営会議は、AML、CTF及び制裁プログラムの状況について定期的に報告を受けているか	「報告」とは、プレゼンテーションスライド、メトリックス(集計された評価指標)、または口頭での議論(議事録によって証明できるもの)の形式で経営幹部に報告される経営情報(MI)を意味する。
質問23	事業体は、AML、CTF及び制裁プログラムの一部を実施するために第三者を利用することがあるか	「第三者」とは、異なる法人を意味し、回答者である事業体の関連会社である場合と非関連会社である場合が想定される(すなわち、同じグループ内の異なる事業体または第三者のいずれか)。
質問23 a	回答がYの場合、詳細を記入	事業体のために、事業体に代わって活動する(ただし規制上の観点から、当該活動に係る説明責任は事業体自身が引続き負う)第三者について回答を記入する。 第三者が行っている業務、その責任、第三者が拠点を置く場所の詳細、規制の対象となる場合どの規制なのか、事業体の関連会社なのかについて説明する。第三者が、事業体と同一のガバナンス、ポリシー(方針)、手続の下に置かれていることを確認する。

贈収賄・汚職防止

質問25	事業体は、贈収賄と汚職を[合理的な程度で]防止、発見、報告するために、適用されるABC関連の規制や要件に整合したポリシー(方針)と手続を文書化しているか	「合理的な程度で」とは、贈収賄や汚職にさらされる度合い(エクスポージャー)を縮小できることを指し、全てのリスクを根絶できることとは区別される。
質問26	事業体は、ABCに係るミニマム・スタンダード(最低基準)を定める全社的なプログラムを保有しているか	「全社的」とは、事業体の配下(責任下)にある支店や関連会社を含め、贈収賄や汚職のリスクによって影響を受ける可能性のある、関連するすべての機能や活動を対象とするプログラムをいう。親会社によって課されたものであれ、事業体自体が定めたものであれ、現在運用されているプログラムについて回答する。
質問27	事業体は、ABCプログラムの調整の責任を負う、十分な経験・専門知識を有する(単独または複数の)責任者を任命しているか	事業体は、ABCプログラムの説明責任を負う適切な人員を任命しているか。「十分な経験/専門知識」は、事業体の本拠地を置く法域における現地規制上の期待水準および業界基準に鑑み判断する。過去の業務経験・役割および金融業界のコンプライアンス分野における在籍期間を考慮する。
質問28	事業体は、ABCプログラムを実施するための適切なレベルの経験/専門知識を有する適切な人員を確保しているか	「適切な人員」とは、ABCプログラムで必要とされるすべての活動に従事する従業員数をいう。「十分な経験/専門知識」は、事業体の本拠地を置く法域における現地規制上の期待水準および業界基準に鑑み判断する。
質問30	事業体は、以下のグローバルABCポリシー(方針)を有しているか	
質問30 b	公務員との交流に関してはより厳格な規則を定めているか	公務員との接触は、贈収賄や汚職のリスクを高めると考えられる。
質問30 c	帳簿および記録の改ざんの禁止(ABCポリシー(方針)または法人に適用されるその他のポリシー(方針)に示されている場合も想定される)を定めているか	「帳簿」とは、財務諸表をいう。「記録」とは、監査目的で保管されるすべての記録をいう。
質問31	事業体は、ABCプログラムの有効性をモニタリングするための管理態勢を整備しているか	「有効性のモニタリング」とは、事業体がABCプログラムの遵守状況を評価するために実施しているテストと監視を指す。

贈収賄・汚職防止

質問32	事業体の取締役会又は上級経営会議は、ABC事項に関する経営情報の報告を定期的に受けているか	「報告」とは、プレゼンテーションスライド、メトリックス(集計された評価指標)または口頭での議論(議事録によって証明されるもの)の形式で経営幹部に報告される経営情報(MI)を意味する。
質問33	事業体は、全社的なABCリスクアセスメントを実施しているか	事業体レベルで実施される継続的なリスクアセスメントを意味し、内在リスク、リスクに対する軽減策、残存リスク、ならびにその有効性を検証するもの。
質問37	事業体は、以下の者を対象とする必修のABC研修を実施しているか	
質問37 a	取締役会および経営会議に所属する経営幹部	回答事業体を所管する取締役会(親会社の取締役会である場合も想定される)を想定してこの質問に回答する。
質問37 e	ABCリスクの対象となる特定のコンプライアンス活動の外部委託先である第三者	現在、事業体のために、事業体に代わってABC活動を遂行する第三者に対して実施される研修を意味する。
質問38	事業体は、特定の役割、責任及び活動に特化したABC研修を実施しているか	対象となる受講者が従事する日常業務における、受講者が負うABC関連の責任を理解・認識させるため、特定の役割・職務・役職に合わせて設計された研修を指す。

ポリシー(方針)・手続

質問42	事業体のポリシー(方針)および手続は、以下に対して/以下と比較してギャップがあるか	
質問42 a	米国基準	事業体は、現地の規制および法的要件に留まらず、米国の規制とのギャップ分析も行っているか。
質問42 a 1	Yの場合、事業体は結果の記録を保持しているか	事業体はギャップ分析の結果を記録しているか。例えば、現地の規制要件又は法的要件を超えて必要となる追加的なポリシー(方針)設定要件を記録しているか。
質問42 b	EU基準	事業体は、現地の規制および法的要件に留まらず、欧州の規制とのギャップ分析も行っているか。
質問42 b 1	Yの場合、事業体は結果の記録を保持しているか	事業体はギャップ分析の結果を記録しているか。例えば、現地の規制要件又は法的要件を超えて必要となる追加的なポリシー(方針)設定要件を記録しているか。
質問43	事業体は、以下を定めたポリシー(方針)および手続を有しているか	
質問43 f	Section 311指定団体の口座開設及び維持保持の禁止	事業体が「いいえ」と回答した場合、質問46bの下に説明を追記する。Section 311(パトリオット法)に関する詳細は用語集を参照。
質問43 k	従業員が発見した潜在的に疑わしい活動のエスカレーションおよび調査方法の規定	すべての従業員にとって、潜在的に疑わしい活動のエスカレーションとその結果行われる調査に繋がる道筋が開かれている文書化されたプロセスを指す。

ポリシー(方針)・手続

質問43 l	制裁、PEP、ネガティブメディア(否定的報道)のスクリーニングに関するプロセスの概要	3つの主要な領域すべてに対してスクリーニングが実施される文書化されたプロセスを意味する。事業体がスクリーニングを実施しているものの、そのプロセスが文書化されていない場合は、「いいえ」と回答する。事業体の3つのプロセス間に差異がある場合、「質問46 b」の備考欄に説明を付記し、明確化する。
質問43 m	事業体独自の「ウォッチリスト」のメンテナンスプロセスの概要	ウォッチリストに関する詳しい情報については、用語集を参照のこと。事業体がウォッチリストの作成とメンテナンスを実施しているものの、そのプロセスが文書化されていない場合は、「いいえ」と回答する。
質問44	事業体は、事業を取り巻くリスクの境界線を定めるリスク許容度の指針(Risk Tolerance Statement)又は類似の文書を定めているか	リスク許容度/リスク選好度の指針は、事業体にとって、それ以上の追加リスクを受け入れることができないエクスポージャー(リスクにさらされる度合い)のレベルを文書化するもの。
質問45	事業体は、適用される法律に準拠した記録保存手続を有しているか	記録を保存しなければならない最低限の期間を概説した文書化された手続を意味する。例えば、CDD(顧客デューデリジェンス)情報や、スクリーニングによる統制・エスカレーション・経営幹部による意思決定の結果などが含まれる。

AML、CTFおよび制裁のリスクアセスメント

質問47	事業体のAML & CTF EWRA(全社ベースリスクアセスメント)は、以下に詳述する固有のリスク要素をカバーしているか	EWRA(Enterprise Wide Risk Assessment、全社ベースリスクアセスメント)に関する詳細は用語集を参照。
質問47 a	顧客	事業体の顧客名簿にある全ての顧客を指す。
質問47 b	商品	事業体が直接または第三者を通じて提供する全ての商品。
質問47 c	チャネル	電子的、対面等サービスが提供される取引経路を意味する。
質問47d	地理	事業体が顧客、物理的な所在、提供するサービスを通じて接点(エクスポージャ)がある法域を意味する。
質問48	事業体のAML & CTF EWRAは、以下に詳述する「管理態勢の有効性」の構成要素をカバーしているか	管理態勢の有効性とは、管理態勢が十分に機能しているかを判断するための評価である。
質問48 g	ガバナンス	AML & CTFガバナンスの有効性を意味する。例えば、エスカレーションの経路、経営情報の収集と伝達、ガバナンスを強化するために講じられた措置の有効性、等。

## KYC、CDD、EDD

質問54	事業体は、顧客の本人確認情報を検証しているか	「本人確認情報の検証」とは、必要に応じて、顧客デューデリジェンス(以下「CDD」)の過程で、顧客によって、または顧客のために顧客に代わって提供された情報の正確性を(証拠に基づいて)検証することをいう。
質問56	以下のうち、CDDを実施する際に事業体が収集し、保存するものはどれか。該当するものをすべて選択する	
質問56 c	予定している事業活動	取引量、取引の種類、法域、頻度、商品、価額が含まれる。詳細については用語集を参照のこと。
質問56d	事業/雇用の性質	顧客が提供/実施するあらゆる種類の収益創出活動。
質問56 e	利用する商品	利用する商品の種類とレベル(取引額/取引量等)。
質問56 f	取引関係の目的及び性質	事業体と取引を開始する理由と取引関係の種類(投資銀行業務、プライベートバンキング業務等)
質問57	以下に示す各項目が特定されているか	
質問57 a 1	実質的支配者(UBO)は確認されているか	この質問は、事業体が設定した所有/支配の閾値(例えば、25%以上、10%以上)をもとに、該当する実質的支配者(UBO)を確認しているかを問うもの。
質問57 d	その他の関係者	その他、当該顧客の重要な所有権または支配権を有する事業体または個人。顧客のために、顧客に代わって行動する権限を持つ者等。

KYC、CDD、EDD

質問58	受益所有権の特定のために業体が適用している閾値のうち最低のものは何か	顧客から入手する所有権/支配権情報について、事業体がリスクアペタイト(リスク選好度)に基づき設定する閾値のうち最低のものを記載。 なお、「その他(パーセンテージを明示のこと)」が選択されている場合、事業体はドロップダウンと同じテキストボックスにパーセンテージを入力できる。 「最低」とは、事業体によるリスク格付において最もハイリスクに分類される顧客に適用される所有権の閾値をいう。
質問59	デューデリジェンスの結果が顧客のリスク分類に反映されているか	「リスク分類」とは、金融犯罪リスクにさらされる可能性の評価をもとに、顧客がリスクのスコア又は格付けを付与されることを意味する。
質問61	事業体は、顧客の否定的報道スクリーニング実施にあたりリスクベースアプローチを有しているか	「リスクベースアプローチ」とは、すべての顧客に均一のルールを適用するのではなく、顧客のリスクに応じて異なる否定的報道スクリーニング手法を用いることを意味する。
質問63	否定的報道スクリーニングに用いる手法は何か	
質問63 a	システムによる自動処理	システムがアラートを検知した取引は個別に調査を要するが、アラートの検知までは手動による介入なしにスクリーニングされる場合。
質問63 b	マニュアル処理	職員がリストを検索したり、データベースに情報を手動で入力したりするなどしてスクリーニングを行う場合。
質問67	事業体は、顧客およびその関連当事者をスクリーニングし、潜在的な該当先がPEPであるもしくは、PEPの支配下にあることを判定するための調査とエスカレーションのポリシー(方針)、手続およびプロセスを有しているか	PEPおよびPEPとの接点にかかわるスクリーニングアラートをどのようにエスカレートするかを定めた文書化されたプロセスが事業体のポリシー(方針)および手続に含まれることを意味する。
質問68	事業体は、以下の事項に基づいて顧客情報を見直し、更新するプロセスを有しているか	
質問68 a	KYC更新	既存顧客の定期的かつ継続的なKYC/CDD 見直し。
質問68 b	トリガーイベント	トリガーイベントとは、重大な否定的報道や規制当局による命令等、顧客のCDD記録上の情報の変更と再評価の引き金となる、新たに判明した事象または情報のことである。



KYC、CDD、EDD

<p>質問69</p>	<p>事業体は、現行・過去の定期的またはトリガーイベントに基づくデューデリジェンス調査に関するメトリックス(集計された評価指標)を保持し、報告しているか</p>	<p>この質問は、経営幹部が遅延、バックログ等管理上の問題を認識できるようにするための、事業体の顧客基盤に対する定期的およびトリガーイベントに基づくKYC/CDD調査による統制状況に焦点を定めている。</p>
<p>質問70</p>	<p>以下の一覧のうち、詳細デューデリジェンス(以下「EDD」)の対象となっている、および/または事業体のFCCプログラムによって取引が制限されている、または禁止されている顧客の種類・業種はどれか</p>	<p>本質問に回答する際には、違法活動(に従事するもの)は想定から除外する(事業体は、そのような顧客との関係を持たないものと考えられるため)。 この質問は質問44に関連しており、事業体が特定の種類の顧客へのEDDを必須と定め、事業体が支援する活動に制限を設けているか、またはこれらの種類の顧客との取引関係をFCC上の懸念によって禁止しているかどうかを把握することを目的としている。 選択した回答が「上記のいずれにも該当しない」の場合は、備考欄に詳細を記述する。</p>

## 送金の透明性

質問80	事業体はウォルフバーグ・グループのPayment Transparency Standards (送金の透明性にかかる規準)を遵守しているか	Wolfsberg Groupのウェブサイトに掲載されているWolfsberg Payment Transparency Message Standardsを参照。
質問81	事業体は、以下の事項について[合理的な程度に]遵守するためのポリシー(方針)、手続およびプロセスを有し、遵守を担保するための管理態勢を整備しているか	
質問81 a	FATF勧告16	FATF勧告16の詳細については、用語集を参照。

## 制裁

質問87	事業体による他行の口座やサービスの利用が、当該他行による制裁違反(当該他行が属する地域における禁止事項など、当該他行に適用される制裁上の禁止事項への違反)を招く方法で行われうる場合、そのような利用を防止するために合理的な程度に設計されたポリシー(方針)、手続、またはその他の管理態勢を有しているか	他行において維持されている口座を通じて指示される活動が、第三者の制裁規則および要件に違反しないことを担保するために、事業体が整備している管理態勢。
質問94	制裁対象者リストに新たな法人及び自然人が追加された場合、事業体は何営業日以内に自社のリストを更新するか	事業体は、更新された制裁対象者リスト(更新された法人および自然人を含む)をどの程度迅速に自社のスクリーニング・ソリューション(システム等)に反映させているか。
質問96	事業体は、国連、OFAC、OFSI、G7加盟国が包括的制裁を発動した国・法域に支店・子会社・駐在員事務所等物理的な拠点を有するか	包括的制裁プログラム-センシティブ制裁国(「SSC」として知られる。これは、(ライセンスがない限り)ほぼ全ての活動が対象となる国との間で禁止されている状態。事業体がいずれかの制裁対象国に物理的な拠点を有している場合、「はい」と回答する。

研修・教育

質問98	事業体は、役職員に対し以下を含む必修の研修を実施しているか。	
質問98 a	取引の特定と政府当局への報告	この質問は、体系的な規制上の取引報告義務と疑わしい取引報告の両方に焦点を当てている。
質問98 e	行動と文化	ここでいう「行動と文化」とは、金融犯罪リスク管理の観点からみた行動(Behavior)に関する規制要件を指す。
質問99	上記の必修訓練は、以下に対して実施しているか	
質問99 e	特定のFCC(金融犯罪コンプライアンス)活動を外部委託している第三者	事業体が、事業体のために事業体に代わって金融犯罪コンプライアンス活動を実施する第三者に訓練を実施する場合、「はい」と回答する。あるいは、事業体が第三者の金融犯罪コンプライアンス研修プログラムを監督しており、事業体の要件に対する充足度に満足している場合にも「はい」と回答する。
質問101	事業体は、AML、CTFおよび制裁に従事するスタッフに対してカスタマイズされたトレーニングを実施しているか	AMLおよび制裁のスタッフには、防衛の1線および2線(詳細については用語集を参照)の全正社員、請負業者および臨時職員が含まれる。 「カスタマイズされた」とは、従業員が担う役割と責任に合わせた研修プログラムを指す。

## 監査

質問107	事業体は、AML、CTFおよび制裁プログラムに関して、以下の者によってどの程度の頻度で監査されるか	
質問107 a	内部監査部署	選択可能なドロップダウン回答のうち「コンポーネントベースの監査経由」とは、例えば、プログラムの機能全体ではなく、特定のテーマに焦点を当てた監査(テーマ別監査としても知られる)を指す。
質問107 b	社外第三者	選択可能なドロップダウン回答のうち「コンポーネントベースの監査経由」とは、例えば、プログラムの機能全体ではなく、特定のテーマに焦点を当てた監査(テーマ別監査としても知られる)を指す。